

陸運調整の實際（五）

武若時一郎



第二部 列國に於ける調整の動向

第一 イギリス（承前）

適用の地域

一九三四年の道路鐵道交通法に依れば、甲種及び乙種免許の申請は申請者の業務の常時の本據又は中心の存する地域を管轄する免許官廳に對してこれをなすこととする。

また申請はこの種の本據毎に各別になさねばならぬ。但し數箇の本據が同一免許官廳の管轄區域内に存在する場合に

して當該免許官廳が一箇の免許を與へて差支なしと認めたときはこの限ではない。

丙種免許の場合に於いては、申請は申請者の主たる事務所の存する地域の免許官廳に對してなすことを要する。免許官廳は甲種又は、乙種免許を賦與若くは拒否し、又はこれを變更する権限を有してゐる。

丙種免許の場合に於いては、免許官廳は停止中の免許受有者が申請をなしたる場合又は申請者が從前受有したる免許が取消されたる場合を除くの外は、申請を拒否する権限

を有してゐない。

申請の審査に際しては免官廳許は、一般公衆の利害（運輸施設を要求する者並びにこれらを提供する者の利害を含む）に對して主なる注意を拂はねばならぬであらう。甲種又は乙種免許の申請の審査に於いては、免許官廳に（一）申請者が既に同一種類の免許を受有する場合には、有償の運搬業務のためにその者が車を使用することを認められてゐる範圍（二）運送業者たる資格に於ける申請者の既往の行為（三）使用せんとする車輛の臺數及び種類（四）許可せらるべき車輛の臺數の決定については、検査又は修繕のため供用を休止された車輛に代用すべき補助車輛準備の必要程度（五）許可せらるべき車輛が從前申請者に依つて運搬請負のため使用せられたる馬車に代位すべき程度及び（六）乙種免許申請の場合に於いては、申請者が運搬請負事業のため自動車を使用せんとする程度についても特別の注意を拂ふことになるであらう。

申請が拒否された場合、與へられた免許が申請に係るもの

と相異する場合、又は附加せられた條件に申請者が同意せざる場合には、免許官廳は申請者の要求に因り、その決定の理由を文書に依つて演述することを必要とする。

或る種の申請については、免許官廳の免許拒否の裁量權は著しく制限される。例へば、少くとも十二箇月の期間の契約のみに基いて専ら使用される自動車の經營者は、運送請負人としての從來の業跡が必ずしも免許の受有を不適當ならしむるものでないことが認められた場合には、その申請は自動的に許可されるに至るであらう。従つてこの種の免許の場合には、車輛が専ら請負の目的のために使用されること、及びその期間満了と同時に許可車輛たる地位を喪失することを條件とするのはいふまでもない。

尙ほ、一九三三年三月三一日より既往十二箇月間業務に從事したる運搬請負人に對しても、免許は自動的に賦與されるであらう。この利益を受けるためには、所要の免許の申請は一九三四年四月一日迄に、又は交通大臣が指定するその後の期日迄になさねばならぬ。乙種免許は右と類似の

事情に在る申請者に對しても自動的に賦與せられ、免許官廳は車輛が從前使用せられたる業務の遂行を實質的に障碍するが如き條件を乙種免許に附することを得ない。

總て甲種、乙種及び丙種免許は次の諸條件に従つて與へられる。(一)車輛が適當且つ有效の狀態に維持されること、(二)速度及び重量(積載時及び空車時の)の制限並びに貨物車の荷積に關する諸規定が遵守されること、(三)車輛運轉者が繼續的に勤務に服し得る時間及びこれに與べき休憩時數を規定した道路交通法第一九條が遵守されること。(一九三〇年の道路交通法第一九條の要求するところは道路及鐵道交通法中の一條に依つて追加せられ、運轉者の休息時間は車輛以外の適當の場所に於いて與へらるべき旨を規定されてゐることを指摘しておかねばならない)及び(四)道路及鐵道交通法中に定められた各種記録の作成に關する規定が遵守されること。

甲種及び乙種免許の場合に於いては、一九三〇年の道路交通法第九三條の規定(賃金及び雇傭條件に關するもの)

を遵守すべきことも要求されてゐる。尙ほ、免許官廳は以下の諸條件の又は全部を乙種免許に附することも出来るのである。(一)車輛を特定の地域又は特定の區間にのみ使用すべきこと、(二)特定の種類又は品目の貨物のみを運搬し得べきこと、(三)特定人のためにのみ貨物を運搬し得べきこと、及び(四)その他公益のため且つ不經濟の競争を防止するため附加せらるる特定の條件。乙種免許受有者の要求に應するため、免許官廳は申請に因り、免許に附したる條件を變更することが出来る。

異議の審理

甲種及び乙種免許の申請に對しては、運輸設備を提供する他の者は異議の申立をなすことが出来る。斯かる異議の申立を許すために、免許官廳は異議申立の期日及び方法と共に申請の公告を行ふ。

免許官廳に申請者が供用を開始せんとする地域又は、區間に於いて賃金その他の報酬を受けて貨物を運搬する目的を以つて、道路その他の方に依る運送設備を既に提供し

つある者が、適當なる運輸設備が既に存在すること又は申請が許可された場合には全般的に若くは特殊の型式の車輌について、需要超過となる惧れあることを理由とし、又は申請者の受有する免許に附せられた條件が從來遵奉されてゐなかつたことを理由として申立てた異議を斟酌しなければならぬ。

然しながら免許官廳は乙種免許を受有する者又は甲種免許を受有せざる者が申立てた甲種免許申請に對する異議については考慮することを要しない。

異議の申立てに關する規定は申請者が既に取得し又は將來取得せんとする業務のために車輌を使用せんとする場合の甲種又は乙種免許（少くとも現存の免許と同時に效力を消滅すべきもの）の申請、又は免許官廳に於いて輕易と認むる程度の申請に對しては、その適用がない。

附屬會社

本法には、持株會社とその附屬會社との要求に應じて、附屬會社の所有に屬する車輌を持株會社に於いても利用し

得る様な規定を設けてゐる。茲に持株會社（holding company）とは他の會社の發行株式資本の九割以上を所有するものの謂である。

免許は免許條件が遵奉されてゐなかつたといふ理由に依つてこれを取消し又は停止することが出来る。然し免許官廳は條件違反が屢々反覆せられ又はその違反が故意に行はれ若くはこれに因つて公衆に危險を生ぜしめた爲めに、取消又は停止しなければならぬといふが明かとなつた場合でなければ（免許受有者より要求のあつた場合には先づ公開の審理を行ふことを必要とする）免許を取消し又は停止することを得ない。取消又は停止の場合に於いては、免許官廳は免許受有者よりの要求があれば、決定の理由を文書に依つて與へなければならぬ。免許の一部取消又は停止の規定も設けられてゐる。

本法に依る控訴裁判所への控訴は（一）免許の許與又は變更の申請者にして免許官廳の決定に不服あるもの、また乙種免許の場合には、附せられた條件に不服あるもの、

(二) 異議申立人にして成規の異議申立をなし且つ免許官廳の決定に不服あるもの及び、(三)免許受有者にしてその取消又は停止に不服あるものがこれを提起することが出来る。

裁判所は三人を以つて構成し、宣誓に依つて證人を審問することが出来る。何人に對しても證人として出頭し又は控訴に係る事件中の何れの事項に關する資料の提出をも求めることが出来る。

記録の作成

總て免許受有者は、本法に基いて公布される規程に依つて、以下の事項を掲げた日々の記録の作成を要求されることになるであらう。(一)運轉者その他法定の従業員が業務を開始及び終了したる時刻、並びにその休憩の間隔の詳細、及び助運轉者又は附添人として活動してゐる場合には自己に關する類似の事項(この最後の點は自主運轉者に適用のあることいふまでもない)、(二)車輛に依りて行はれたる各行程の詳細(當該記録に記載せられたる一期間内に運搬せ

られたる貨物の最大重量、並びに貨物の品目及び仕向地)。また運轉者は將來公布せられる規程の定むるところに從つて、記録を携帶しそれに特定の事項を記入することを要求されることになるかも知れぬ。

諸規程を公布するに先だち、作成すべき記録の様式に關しては、交通大臣は本法に依つて設置される交通諮問會議に諮詢しなければならない。

特定の場合に於いては免許官廳は經營者に對して記録作成の義務を免除することが出来る。但し記録の作成が相當實行困難なりと認められる場合に限る。農業用の免許受有者がこの規定に依つて記録作成の義務を免除されるが如きはその著しきものである。作成した記録は六箇月間保存することを要する。

車輛を適當且つ有效の状態に維持すべき旨の免許條件は本法の下に於いては、特に任命された検査官(examiner)に依つて督勵されるであらう。検査官には何れの場所にも立ち入り何れの貨物自動車をも検査する權能が與へられること

になるであらう。

何等かの缺陷に因つて、車輛が供用に適せざる場合又は適せざるに至る處ある場合に於いては、缺陷が補修せられる迄検査官は車輛の使用を禁止することが出来る。當該缺陷が十日以内に補修することが可能であつて而もその間直ちに公衆の安全を害する危険なしと検査官が認めた場合はこの限でない。斯る場合に於いては、使用禁止の命令は十日の期間満了に至る迄は効力を發生しない。また右の期間経過後と雖ども検査官に於いて缺陷が現に補修せられつゝありと認めた場合も同様である。

検査官の権限

車輛の使用が検査官に依つて禁止せられた場合には、検査官は車輛の所有者、検査當時の車輛の擔當者、及び免許を附與せる免許官廳に對して禁止の通知を行はねばならない。禁止の通知には缺陷を補修し得べしと検査官の認むる期間を記載する。禁止は即時効力を發生する。また車輛が再び供用に適するに至つたときは、検査官は禁止を解除す

ることが出来る。

検査官の禁止解除の拒否に不服ある者は、免許官廳に申請して、認證官 (certifying officer) に依る車輛の検査を求めることが出来る。認證官は車輛が供用に適せりと認めたときは禁止を解除することが出来る。認證官の決定に對する控訴は主務大臣に對してこれを行ふことが出来る。

禁止期間中に於ける積載車輛の運轉又は使用許容に對する制裁としては、二〇〇ポンド以下（再犯又は累犯の場合に於いては五〇〇ポンド以下）の罰金又は六箇月以下の懲役に處せられ又は兩者の刑を併科せられる。

検査官は運轉者に對し作成したる記録の提出を命じ、また携行したる資料の寫を作ることまで車輛を差押える權能を有する。警察官も同様の權限を有してゐる。検査官はまた資料の提出及び自動車を運轉する者よりの届出並びに自動車の計量については、一九三〇年の道路交通法による警察官と同一の權限を有してゐる。

公共の利益を保護し、本法によつて生ずる利益の繼續を

防止する目的をもつて、免許の譲渡は禁止される。但し受有者の死亡、無能力、破産又は清算の場合はこの限りではない。

交通大臣は一般に規程を設けまた特に（一）本法第一章の目的のために使用すべき様式及び記載すべき事項、（二）免許の許可、變更、停止及び取消の申請並びに主務大臣に對する訴願に關する手續、（三）免許の交付、（四）標札、記號その他の方針により車輛を識別する方法、（五）免許の保管及び（六）使用を廢止したる車輛の免許官廳への届出に關する規程を制定する権限を有する。

主務大臣の制定した規程は實施前議會にこれを提出することを要する。

尙ほ規程が最終的に決定される以前に主務大臣は主なる商業團體に諮詢しなければならぬ。

南部交通區の廢止はイングランドの接續交通區の變更を招來し、從つて本法に於いては變更された地區に對する規程が設けられ一九三四年一月一日より實施されることにな

つてゐる。交通區の變更が公共用車輛の經營者にも關係を有することを指摘してをかねばならぬ。

道路の制限

交通諮詢會議に諮詢した後、主務大臣は命令に記載せられたる種類の一切の道路について車輛の運轉を禁止することが出来る。この種の禁止は一般の車輛にこれを課し又は特定の種類の車輛、特定の目的のためにする車輛の使用、若くは積載時乃至空車時の車輛の重量について課することも出来る。主務大臣はこれら的目的のため、道路の性質若くは情況又はこれが適當する交通の性質に鑑み適當と認むる方法によつて道路を分類することが出来る。これらの制限に對しては臨時の使用又は立入を認める特例が設けられるであらう。

これらの規程に基づいて地方行政廳は主務大臣に對して道路の閉鎖を申請することが出来る。然し主務大臣が命令を發するまでには少くとも二十八日を経過することを要しまたこの間主務大臣は命令の交付に對する異議の中立を審

査することを要する。また必要と認むるときは當該事件に

關し公開の審理を行ふことも出来る。

こゝで本法の最も議論のあつた條文の一つを説明しなければならない。橋梁管理者がその橋梁が特定の總重量又は軸重を越ゆる車輛の通行に不十分なりと認めた場合に於いては當該橋梁の使用は看易き掲示によつてこの種の車輛に對してこれを禁止することが出来る。掲示の様式は規程によつて定められる。積載重量五噸以下、軸重三噸以下の車輛については橋梁の使用を禁止することを得ない。

橋梁に制限の掲示を設置する以前に橋梁管理者は二十八

日前に主務大臣に届出をなさねばならぬ。

主務大臣は制限又は禁止を行つた橋梁の臺帳を調製することを要する。この臺帳は一般の閲覧に供せられる。制限に不服ある者は主務大臣に對してそれを變更又は撤回する命令を申請することが出来る。主務大臣は橋梁を検査せしめ適當と認むるときはその制限を變更又は撤回する命令を發することが出来る。

本法は運轉者が引續き勤務に服し得る時數及びその休憩時間を取り扱つた一九三〇年の道路交通法第一九條（第一項乃至第三項）を改正してゐる。運轉者がその雇主の指圖に依つて自動車上に又はその附近に留まるべき義務を負はされてゐる場合、又は運轉者が自動車より離れて休憩すべき適當の設備のない場所に車が存する場合は、休憩時間とは看做さないと規定されてゐる。

運轉時數變更の申請に最早や雇主と從業員双方の代表機關の共同申請を要しないこととなつた。この種の時數變更の申請は今後は雇主又は從業員何れかの代表機關に依つてこれを行ふことが出来るのである。運轉時數に關係するこれら兩種の改正は乗合自動車の經營者にも貨物自動車の所有者にも關係を有してゐる。

また公用自動車の運轉者の賃金及び雇傭條件を規定した道路交通法第九三條にも改正が加へられ、今日では本條は甲種及び乙種免許の受有者に依つて運行される車輛の運

轉者又は法定の從業者に適用されることとなつてゐる。

公正なる賃金の基準といふのは、元來は政府との契約に適用されるイギリス下院の決議の要求に従つた契約の下に於いて支拂はるべき賃金及び遵守さるべき條件よりも使用人にとってより不利ならざることに在つた。

改正に依れば、産業裁判所は判決をなすに當つて、雇主及び從業員の代表機關の協定に依つて到達された賃金に関する取極や、合同産業會議又は調停會議の決定中に掲げられた條件等が存するときは、これらを考慮しなければならぬこととなつた。

免許書又は車輛を識別する書類、標札又は記號の偽造又は日誌記載事項の改竄は二年以下の懲役に處せられ、有罪即決の場合には四月以下と懲役、一〇〇ポンド以下の罰金に處し、又はこれら兩刑を併科される。

免許の下附を得る目的を以つてする虚偽の記載は犯人を五〇ポンド以下の罰金又は六月以下の懲役に處し又はこれら兩刑を併科する。

本法に對する違反にして特別の刑を規定せざるものを作成した者は初犯の場合は二〇ポンド以下の罰金、再犯又は累犯の場合は五〇ポンド以下の罰金に處せられる。

鐵道の權利

本法第二章の主なる規定は、運賃裁判所の許可を受け、貨物の運搬について特約料金を定める権利を鐵道に附與したことである。特約料金の内容は約定の日より七日以内に運賃裁判所にこれを差出すことを要する。裁判所は期間を特定し又は期限を附せずして特約料金を認可することが出来る特約料金の認可により業務上に著しき影響を受くるものと思料する商業者（及び特定の場合に於いては商業者の代表機關）又は特約料金實施の結果業務上著しき影響を蒙つた者は裁判所の定むるところに従つて異議申立の通知をなしたる後公判に於いて申請に對する反対をなすことが認められてゐる。

裁判所が斟酌することを要する諸點は特約料金の制定が（一）鐵道會社の純收入及び（二）異議を申立てたる商業

者の業務に及ぼすべき又は及ぼしたる結果如何といふことである。

特約料金の實施を可能ならしめる點について鐵道會社は從前の諸法律によつて課せられた若干の義務を免除されることはとなつた。かくて鐵道は最早「同一事情に存する者は總て同一の料金を課し」又は「人、會社又は交通の種別によつて不當の差別をなさざること」を必要としなくなつた。

特約鐵道料金の影響によつて不當又は不公正の不利益を蒙る惧ある沿岸貿易船に對しては相當の保護が加へられてゐる。

この様にして鐵道會社に與へられた極度の競争運賃を課する機會は相當道路運送事業に影響を及ぼす性質のものであるが、本法には如何なる理由にもせよ特約鐵道料金に對して道路運送關係者から異議の申立をなす規程を設けられてゐない。

場合によつては裁判所は既に認可した特約料金を取消又

は變更することが出来る。

鐵道會社は定期道路事業を主務大臣に届出することを要せず、又はその起興に對して異議の申立があつた場合に主務大臣の許可を受けることを要しないことになり、また本法によれば自動車による現行運賃表の寄託をなす必要もないこととなつた。

本法第三章は交通諮詢會議の設置に關するものであつてこの會議は交通大臣及び商業機關によつて、一大重要性が附加されてゐる。議員の割當は左の通りである。

イングランド及びウェールズの地方行政廳
スコットランドの地方行政廳

自動車の使用者

五人

馬及び馬車の使用者

一人

その他の道路使用者

二人

歩行者

一人

自轉車使用者

一人

鐵道

三人

運河（鐵道會社の所有又は管理に屬するものを除く）

一人

沿岸貿易船

二人

港灣及び船渠（鐵道會社の所有又は管理に屬するものを除く）

一人

労働者

三人

商業關係者（農業を含む）

五人

この會議の主たる目的は交通の手段及び施設並びにその

調整、改良及び擴張に關する事項につき主務大臣の諮問に應ずることに在る。議員は主務大臣これを任命する。主務大臣は又三人以内の定員外議員を任命する権限を有してゐる。主務大臣は議員（定員議員を除く）任命に先だつて代表團體に協議することを要する。

議員の任期は三年以上五年以下であるが再任は妨げない。

會議の職務はロンドン及接續都交通諮詢委員會の職務と抵觸しない。然しロンドン交通區の狀況に影響を及ぼす惧

ある事項については會議は右の委員會に協議しなければならぬことになつてゐる。

この會議は何人に對しても報告その他情報の提供を求め又は相當の經費を支拂ふことによつて、商人として出頭し證據を差出又は資料を提出することを要求する權限を有してゐる。この會議は主務大臣の承認を経て委員を設置することも出来る。（モーターボート記事抜粋終）

未完

想起す。昔時獨逸カイゼルは「獨逸皇帝の承認を経ずんば世界の何れの場所に於ても一の事件も起ること無かるべし」と絶叫した又當時獨逸の「殖民時報」は「舊世紀は獨逸の歐洲を見たり、新世紀は獨逸の世界を見るならん」又「十九世紀は獨逸の世紀と云ふを得ず只普魯士の世紀なりき世界の歴史に於て二十世紀は必らず獨逸の世紀と云はるゝならん」と豫言したこと。